

山田俊男君

山田俊男です。

本日は大臣が不在になりますが、近藤副大臣がおいででありますので、大臣のつもりでしっかり御答弁をいただきたいと、こういう思いであります。

私は、本日も農業団体が日比谷の野外音楽堂で大きな集会と、それと国会周辺をデモ行進したわけでありまして。さらにまた、各地方におきましてもそれぞれ要請集会を開催して、現下のWTOの交渉について農業者の意思をしっかりと反映してほしいという切実な要求を行った取組の最中でありまして。大変緊迫した状況の中で、私としまして、WTO交渉の動向につきまして率直に質疑したいと、こんなふうに思います。

WTO交渉は、農業交渉については農水大臣が、さらにはNAMAの交渉については経済産業大臣が、さらには関税の引下げその他ありますから財務大臣、さらには外務大臣、そしてこれはもう国の在り方にかかわる大変重要なことでもありますので、官房長官、総理が担当することになっております。まさに、関係閣僚がきちっと一致して、意思を統一して臨むということが必要になります。

ところで、麻生大臣が就任されまして、九月の二十四日であります。それから昨日と申しますかね、十二月の八日までのこの間に、それぞれ首相の動静が新聞で把握できるわけでありまして。私、一日、毎日のやつをずっと繰って点検してみましたが、石破大臣が総理大臣とお会いになったのは十一月の二十八日、閣議終了後のおよそ十分間というふうに見て取れるかというふうに思いますが、この間、首相の動静に載っている日程だけで言うと、ただの一回だけであります。もちろん閣議の場で御相談されることもおありでしょうし、それから、さらにまた、多分、新聞の動静に掲載されない形での非公式なことがあるかもしれないというふうに思います。

それにしましても、財務大臣、中川昭一財務大臣はしょっちゅう載っています。与謝野経済政策大臣もしょっちゅう載っておられるわけでありまして。そのほかの各大臣も動静に載っております。どう考えましても、石破大臣は、御案内のとおり、この汚染米のことも含めまして大変な仕事を抱えておられましたので、忙しかったんだろうというふうには思いますが、それでは、WTOの緊迫したこの大事な課題について石破大臣は総理とどこでどんなふうに御相談されたのかということをお聞きしたかったわけでありまして。

そこで、何としても国の基本方針をしっかりと統一して掛かる担当閣僚会議、関係閣僚会議を開いてもらいたいというのが私の思いでありましたので、その旨あちこちで申し上げておりましたが、本日の朝、関係閣僚会議がようやくここへ来て開催されたというふうに聞いておるわけでありまして、副大臣の方から関係閣僚会議の内容をお聞かせいただいたら有り難いというふうに思います。

副大臣（近藤基彦君）

今ほど山田議員のおっしゃったとおり、本日九時から関係閣僚会議、総理御出席の

下、官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣と、これは関係閣僚ということですが、出席をして、WTOのドーハ・ラウンドに関する打合せを行いました。

この打合せでは、内容的には、積極的かつバランスの取れた成果を得てドーハ・ラウンドが早期に妥結するよう引き続き精力的に取り組むことを関係閣僚間で確認をしたということであります。

また、関係閣僚でありますので、常日ごろから十分連携を取っているところでございます。農業交渉についても、我が国、食料輸入国でありますので、その立場が反映された貿易ルールの確立を図ることの重要性について、しっかり意思疎通を行っているものと認識しております。

WTOの交渉は政府全体としての判断を迫られるものでありますので、今後とも関係省庁間で密接に連携を取ってまいりたいと思っております。

山田俊男君

今、近藤副大臣からお聞きした統一見解といたしますが、まとめの中で、バランスのいい成果というお言葉をお聞きしたわけですが、どうも、これは正確にちょっともう少し見ていかなきゃいかぬわけですが、バランスという言葉であったり、それからさらに国益という言葉であったり、さらには我が国は貿易立国であるからという貿易立国と、私はこの三つはどうも怪しいような気がしてしょうがない。

貿易立国といたしますと、そうすると、いや、あとは、それじゃ農業の問題がどこかへ行っちゃうんじゃないかと。国益と云ったら、国益はいろいろあって、今回の、緊急にWTOの閣僚会合をやらざるを得なくなった背景にありますこの金融危機の中で、その責任をこの交渉におっかぶせて貿易と投資の拡大をやらなきゃいかぬという形での国益であったり、それからバランスということになりますと、我が国はまさに鉱工業製品の貿易投資の拡大が必要ですから、そうすると、農業は一方で、これは犠牲になってもいいということはないんでしょうが、バランスを取られた日には、これはもうちゃんと今の切実な要求を実現するものになるのかという大変な心配をするわけがあります。

関連して若干申し上げますと、七月の末の交渉におきまして、ああいう経緯の中で決裂いたしました。その際、七月三十日に総理コメント、これは当時は福田総理のコメントですが、まさか福田総理が自分でお書きになったものじゃないというふうには思いますけれども、三点ありまして、一つは、今回合意に至らなかったことは極めて残念である、二つ目は、今後我が国としてはこれまでの交渉の積み重ねを土台として交渉を取り進める、三つは、今回の交渉で様々な議論が行われた農業分野については一層の体質強化を進めていくというものであったわけがあります。

諸外国向けに我が国がしっかりこのWTO交渉に合意に向けて取り組んだぞということを説明するには、私は、なかなかいいコメントだったかもしれません。しかし、

国内の農業関係者に向けて説明するには、極めて残念だったという極めては、私は絶対要らなかつたんじゃないかというふうに思うわけではありますが。

吉村審議官、お聞きしたいんですけども、といたしますのは、近藤副大臣はまだ就任されておられませんでしたですかね。吉村総括審議官は、このコメント、総理コメントについて農水省として意見を申し上げるチャンスがあったのかなかったのか、お聞きしたいと思います。

政府参考人（吉村馨君）

山田委員御指摘のありました七月三十日付けの総理コメントは、これは農林水産省を含む関係省庁で協議した上で総理の御決裁を受けて発出したものであります。そういう意味では、農林水産省も当然作成過程では関与をしております。

三点、山田委員から御指摘がございましたが、総理コメントで極めて残念という部分は、これは委員も御案内のとおり、若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣が九日間にわたって懸命の交渉を行ったわけではありますが、それにもかかわらずモダリティー合意に至らなかつたということをして極めて残念と、こういうふうにしたものというふうに理解しております。

また、交渉の積み重ねというところですけども、これは、これまでの交渉の積み重ねを土台としてどのように今後の交渉を取り進めるか検討すると、こういうふうに述べたものでありまして、もちろんWTO農業交渉あるいはWTO交渉については、これまで枠組み合意でありますとか香港閣僚宣言等の合意が積み重ねられてきているわけがございますので、そういった合意に根差してやっていくということであります。

また、農業分野についての一層の体質強化という部分は、これは、この時点でモダリティー合意が得られなかつたということ踏まえてその間に一層の体質の強化を進めていこうと、こういう趣旨だったというふうに私は理解しております。

山田俊男君

私も、この今求められています貿易の拡大、投資の促進、これを否定するものでは決してありません。我が国がまた貿易立国として存在しているということも否定するものではありません。しかし、我が国の農業が置かれているこの現状を一体どう改善していくのか。その際に、今行われているWTOの農業交渉を中心にして本当に各国の農業が、それぞれ多様な各国の農業が共存するような形でのルール作り、これは我が国のずっと本来の要求であったわけですから、それを踏まえた交渉になっているのかどうかということは何としてでも申し上げたかったわけであります。

ところで、今、吉村さんおっしゃいましたが、これまでの交渉の積み重ねを土台としてというふうに言う。もちろん土台の中には長い経緯があるというふうに思います。それに基づいて今後の交渉を進めるというふうに言っちゃったら、七月の時点でほぼ

交渉の枠組みは決まって、その中での交渉の決着ということに論理的にならざるを得ないんじゃないですか。ここは本当に、今後交渉をしっかりと進めていくということであれば七月のこの枠組みからもう一步前へ出た具体的な取組がなきゃいけなかったわけでありましたが、もう一度吉村総括審議官に聞きますけれども、これの七月末のこの状況を変えるために、わずか五か月足らずしかないわけですが、この状況を変えるために何か農水省として具体的な、かつ戦略的な取組を行われた経緯ありますか。あったらお聞かせ願いたいと思います。

政府参考人（吉村馨君）

山田委員御指摘のとおり、私ども、あるいはもうこれ政府全体の方針でありますけれども、WTO農業交渉につきましては、多様な農業の共存を基本理念として、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指して取り組んできているところであります。

七月の閣僚会合決裂後も、九月以降、G7の事務レベルの会合が非常に精力的に行われ、またファルコナー農業交渉議長の下での議論も行われたわけでありまして、これに積極的に参加したのはもちろんであります。

それに加えて、米国、インド、中国、豪州、EU、ブラジル、これはそれぞれ、もちろん味方にする、あるいは仲間にするという関係のものもありますし、また敵に回さないというものもあるわけでありまして、こういった国と密接にバイの会談を行ってきたところであります。また、G10とももちろん定期的に会合を行ってきたところであります。

さらに、十一月の二十三日から二十五日には石破農林水産大臣がジュネーブを訪問をして、ラミー事務局長やファルコナー農業交渉議長に対して我が国の立場を強く申し入れたところでございます。

山田俊男君

閣僚会議を前に、先ほど来も質疑がありましたが、農業議長の取りまとめ提案が改訂版として出されているわけでありまして。この内容で、もちろんこれを受け入れているわけでは決してなくて、これから交渉の対象になるわけでありましてけれども、この改訂版の内容でやりますと、米を重要品目として選択した場合、一体幾らぐらいの関税割当て数量が代償として求められることになるんですか。百万トンであったり百二十万トンという数字で正しいんでしょうか。お聞きします。

政府参考人（町田勝弘君）

これは機械的な試算ということでございます、交渉はまさに今やっているところでございますが、現在七十六万七千トンでございます。前回のUR交渉におけます消費量算出方法を二〇〇三年から二〇〇五年に当てはめて試算した場合でございますが、

国内消費量四%拡大分が三十七万五千トンということでございます。七十六万七千トンと足しまして百十四万二千トンとなる試算でございます。

山田俊男君

そうしますと、ただですら、町田局長、汚染米のことも含めて、貯蔵中のカビの問題もあったり、さらにまた予定どおり入札ができないような事態があったり、さらには、今度は何と積み戻しといいますが、これをやろうと、やらざるを得ないというふうなこの事態の中で、一体それだけの数字、七十七万トンですらこんなに苦労したのに、これを超える数字について、一体これを処理する何か考えをお持ちで、というよりも、その考えを検討した経緯ありますか。副大臣、お願いします。

副大臣（近藤基彦君）

まさに交渉の最中で、我が方の主張とすれば柔軟なことにはなっておりますが、これ以上MA米を増やしたくないというのは我々も国内も同じ立場だろうと。先生方もそうだろうと思いますが、そういう立場に立ってできる限り国益を取っていくというのが我々の今の交渉の立場でありますので、増えたらどうするのかということはこの場ではちょっと勘弁をしていただきたいと。今、これから交渉に、もしかすると閣僚会合が設定をされて交渉に臨まなければいけないという、まあ前回のガットでは、一粒たりとも日本には入れないという決議までしたわけでありますので、我々はそのつもりでこれから頑張るって交渉したいと思っております。

ただ、個別品目、米というのは大変我が国にとって重要な品目でありますけれども、個別品目の取扱いについては、万が一モダリティが合意されれば、その後の譲許表の交渉の中で検討されるものだと思っておりますので、いずれにしても、我が国にとっては米が大変重要だということは十分認識をした上で、我が国の主張が十分反映されるように今後とも全力を挙げて交渉に取り組んでいきたいと思っております。

山田俊男君

ありがとうございます。

三年前の香港の閣僚会議で、当時の中川農水大臣が、途上国等に対します開発ラウンドとしての戦略として、百億ドルの支援、小泉イニシアチブと当時は呼んでおりましたが、それを打ち出して、大変関係国から評判が良かったわけですが、一体こういう戦略を果たして今講じてきていたんだらうかということは疑問があるわけですが、この小泉イニシアチブは今どんな状況になっているんですか、外務省にお聞きしたいと思います。

政府参考人（高岡正人君）

お答えいたします。

現在行われておりますW T Oドーハ・ラウンド交渉におきましては、貿易拡大を通じた途上国の発展が重要な柱の一つになっております。

ただいま議員御指摘いただきました開発イニシアチブにつきましては、二〇〇五年に我が国として発表いたしましたして、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間で百億ドルの資金協力を表明した次第でございます。

その実績につきましては、こうした統計を国際的に取りまとめておりますO E C Dによりますと、我が国が二〇〇六年で約四十九億ドルの支援を行ったということになっております。二〇〇七年、二〇〇八年の統計につきましてはまだ集計中ではございますが、これまでの援助額の趨勢を踏まえれば目標としていた三年間で百億ドルの達成は十分可能であると、そういうふうと考えておるところでございます。

これからということでございますけれども、我が国といたしましては、こうした開発イニシアチブを通じまして今後とも途上国の経済協力を積極的に取り組む考えでございます。今年六月に横浜において開催いたしました第四回アフリカ開発会議におきましても、こうした我が国の立場を改めて表明したところでございますし、またそうした機会も含めて、様々な機会に我が国への感謝の表明がなされているところでございます。

山田俊男君

A P E Cの首脳会議の後の麻生総理が記者会見で申し上げられた、攻めるべきは攻めると、守るべきは守るというふうにおっしゃったときに、私は、ああ守るべきものは守るという農産物、農業交渉についての力強い言葉だということで、これは大賛成したわけではありますが、ところが、御案内のとおり、N A M Aは、我が国ではこれは途上国を攻める、まさにN A M Aで攻めるということになって、一方、農業では我々は攻められて、そうして農業は守り一辺倒になっているというのが現状だというふうに思うんです。

要は、本日の閣僚会議でバランスという言葉が使われたということであれば、攻めるものは攻めるけれども守るのは守るというバランスでこの交渉がなされるのかという、これはまたこれで心配事がまた増えたわけではありますが、二階経済産業大臣は、自分はN A M Aの担当であります、しかしN A M Aの担当でありながらも、しかしそれは同時に農業にどう配慮するかという交渉でなければこの交渉は合意に至らないだろうとおっしゃっていて、強い決意の下での農業に対する配慮ということがあったんだと思います。経済産業省からお見えになってもらっておりますが、今農業者の意見を聞いてみますと、我が国がN A M Aに対して関税の、それこそ本当にゼロに近い引下げを徹底して要求している、その裏返しとして農業に対して厳しい要求が来て、これが農業交渉を難しくしているという意見があります。もちろん、御案内のとおり、シングルアンダーテイクで、一括合意ということではありますが、大事なことは、いかに農業に配慮するかという姿勢が私は必要だというふうに考えますが、その点に

ついてどんなふうにお考えか、お願いします。

政府参考人（鈴木英夫君）

委員御指摘の点につきましては、農業に対する配慮でございますけれども、二階大臣からも農林水産省を始めとして関係省庁と十分相談をしながら交渉を進めるように指示を受けております。十一月二十六日の衆議院経済産業委員会におきましても、大臣の方から、国内での難しい問題を抱えており、国内での御相談が大変重要であり、各省庁等との調整の上対応していかなくてはならない、関係者と慎重に粘り強く御相談を重ねていきたいと答弁をしております。

したがって、私どもといたしましても、今後の交渉におきましては、この大臣答弁を踏まえて、引き続き農林水産省等関係省庁としっかり連携をして、政府一体として取り組んでまいりたいと考えております。

山田俊男君

近藤副大臣にお聞きしたいわけですが、農水省だけではありません、今の経済産業省も外務省もそれぞれかかわるわけでありましてけれども、今回の交渉において、これでは対応できないと、対応できないから交渉から降りざるを得ないという選択肢はあるんでしょうか。悪い内容だったら合意しないという腹をくくった臨み方が必要だというふうに考えますが、いかがお考えか、大臣に成り代わってそれこそ本当にお答え願いたいと思います。

副大臣（近藤基彦君）

私、大臣じゃありませんのでここで断定的なことを言うわけにもいきませんし、ただ私自身の考えとすれば、あらゆる可能性が交渉の中には依然として含まれていると私は考えておりますので、そこも含めてとだけお答えをしておきます。

山田俊男君

ジュネーブでの交渉が本当に始まるのか始まらないのか、場合によったら今の状況からすると半々だということなのかもしれないというふうに思います。しかし、政府は関係閣僚会議で統一して臨まれるということでありまして、それから党、与党も出席される、さらに農業団体も同時に出席するというところやに聞いているところであります。

農業団体は、自らが連携を取っているインドとの間でのやり取り、さらにはアメリカの民主党の農業団体との間で日ごろから強い連携がありますからその連携を取ったり、さらにまたカナダとの間で重要品目の追加について我が国はカナダと同様の課題を抱えているわけでありまして、そういう形でカナダとの農業団体もこれまで長い蓄え、蓄積があります。

どうぞ、私は大事なものは、是非この三者によります情報の交換であったり戦略会議であったり、これをより有効なものとして、関係閣僚も出席する形でしっかり持っていただきたいと、これを願いますところではありますが、近藤副大臣、決意をお願いします。

副大臣（近藤基彦君）

当然のことだろうと思っておりますし、私どもとすれば、与野党問わず、これは国益に資する問題でありますので是非御協力をこの場でお願いをしておきますし、いわゆる国会、それから政府、そして関係団体というこの三者、これが総力を挙げない限りなかなか厳しいと私は思っておりますので、是非国会の先生方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

山田俊男君

あと、汚染米と不正規流通米との関係なり、それからさらには、国が食糧の管理を独法化するというような情報が地方分権改革の一環として出ていました。さらにまた、米流通システムの検討会においては、米の食糧法におきます届出制はそのまま維持すると、登録制は採用しないという方向が出されておりました。本当に今後MA米が場合によったら大きく拡大しかねないということもあります。国内では水田のフル活用の観点で、米粉だったり飼料米、これの生産の拡大が進もうとしている。こうした中できちっとこの汚染米の問題を反省した上での国の取組にそれであるのかどうか、十分検討した上で進めていただきたい、こんなふうに思います。

終わります。ありがとうございました。